

2006
6

知らない！なんて、許さない！
その不正改造は、立派な犯罪です。

不正改造車 排除強化月間

推進／国土交通省、不正改造防止推進協議会

(社)日本自動車整備振興会連合会、日本自動車車体整備協同組合連合会、全国自動車電装品整備商工組合連合会、全国タイヤ商工協同組合連合会、(社)日本自動車販売協会連合会、(社)日本中古自動車販売協会連合会、日本自動車輸入組合、(社)日本自動車工業会、(社)日本自動車部品工業会、(社)日本自動車車体工業会、(社)日本バス協会、(社)全日本トラック協会、(社)全国乗用自動車連合会、(社)日本陸送協会、(社)全国自動車部品商団体連合会、(社)日本自動車タイヤ協会、(社)全国軽自動車協会連合会、(社)全国自家用自動車協会、(社)日本自動車連盟、(財)自動車検査登録協会の、(社)日本自動車会議所、(社)全国二輪車安全普及協会、(社)全国自動車標板協議会、全国石油商業組合連合会、自動車用品小売業協会、日本ウインドウ・フィルム工業会、日本自動車マフラー協会、日本自動車用品・部品アフターマーケット振興会、全国ディーゼルポンプ振興会連合会、全国二輪車用品連合会、全国自動車整備専門学校協会、全国自動車短期大学協会(順不同)

後援／内閣府、警察庁、農林水産省、経済産業省、環境省

協力／自動車検査独立行政法人、軽自動車検査協会

www.tenken-seibi.com

原田夏希

危険も処罰も待っている、

1. 不正改造の行為 そのものを 禁止



不正改造。

2. 不正改造車の 走行を禁止



不正改造を
すると

不正改造事例

このような不正改造は
違法行為です。

6カ月以下の懲役または
30万円以下の罰金。
(改造行為をした人・
ショップが罰せられます)

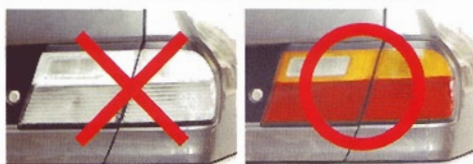


整備命令に従わなければ、
車検証・ナンバープレートを没収・使用停止。
(クルマの使用者が罰せられます)

① 灯火類の灯光の色を変更

高速走行する自動車の動きを示す制動灯や方向指示器。決められた灯光の色を替えるということは、誤認を与えとても危険です。

注意! クリアレンズを装着する場合には、着色バルブ等を使用して、規定の灯光の色にする必要があります。
また、後部反射器も反射光の光が赤色であることが必要です。



基準

制動灯/赤
方向指示器/橙
尾灯/赤
車幅灯/白・淡黄
または橙
後退灯/白
後部反射器/赤

② 運転者席・助手席の窓ガラスへの 着色フィルム貼付け



運転者の視界を妨げる濃い色の着色フィルム。運転席および助手席の窓ガラスに貼ると、状況確認が困難になりとても危険です。

基準

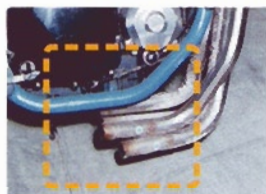
着色フィルムを貼り付けた状態で
の可視光線透過率70%
未満のものは不可。

③ ディーゼル自動車 が排出する黒煙

ディーゼル自動車における燃料噴射ポンプ等の調整が不適切だと、規制値を超える黒煙が排出され、沿道住民の健康や環境に悪影響を及ぼします。



④ 消音器(マフラー)の 切断・取り外し



マフラーの切断・取り外しは移動する騒音公害。大勢の生活環境を破壊します。

基準

近接排気騒音規制値(最新規制値)

●小型二輪自動車...94デシベル以下

●乗用車(後部エンジン以外)...96デシベル以下

⑤ タイヤおよびホイールの 車体(フェンダー) 外へのはみ出し



高速で回転する突出したタイヤやホイールは、歩行者に危害を及ぼしやすく、車体やブレーキ機構への干渉により事故や故障の原因にもなります。

基準

タイヤなどの回転部分が
車体から突出しないこと。

⑥ A 荷台さし枠の取り付け・ 燃料タンクの増設

さし枠を取り付けての過積みや車検後の燃料タンクの増設などの重量オーバーは、制動停止距離を延ばし、不安定なため大変危険です。

B 突入防止装置の切断・取り外し

突入防止装置(リヤバンパー)は、後部から追突する自動車の被害をより軽減できるような寸法・強度が規定されています。



C 排気管の 開口方向違反

横に向けた排気管は、排気ガスが歩行者に直接かかり迷惑です。

⑦ 前面ガラス等への 装飾板の装着

前面ガラスや側面ガラス(運転者席より後方の部分を除く)に装飾板をつけると、運転者の死角が増え、とても危険です。



基準

装飾板を装着した状態での可視光線透過率70%未満のものは不可。

注意! 規制の対象となるのは大型自動車だけではなく、被乗自動車以外のすべての自動車です。

⑧ 基準外のウイングの 取り付け

基準に不適合となるリアウイングの取り付けは、他の交通の安全を妨げるおそれがあります。

基準

側方への異形状を有していないこと、確実に取り付けられていること、鋭い突起がないこと、その付近の最外側、最後端とならないこと、など



不正改造に関する情報ならびに自動車の改造などに関するお問い合わせは下記へ

北海道運輸局 011-290-2752

北陸信越運輸局 025-244-6114

中部運輸局 052-952-8042

中国運輸局 082-228-9141

九州運輸局 092-472-2537

東北運輸局 022-791-7534

関東運輸局 045-211-7254

近畿運輸局 06-6949-6453

四国運輸局 087-835-6369

沖縄総合事務局 098-862-1453